

【自衛隊法（抜粋）】

昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号

（都道府県等が処理する事務）

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

【自衛隊法施行令（抜粋）】

昭和 29 年 6 月 30 日号外政令第 179 号

（報告又は資料の提出）

第二百十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。